

種苗法改正により登録品種の 表示が義務化されます

努力義務であった「登録品種である旨」の表示、法改正で新たに設けられた輸出の制限及び栽培地域の制限がある場合の表示が、令和3年4月1日から法的義務となり、違反者には10万円以下の過料が課せられる場合があります。

登録品種であることの義務表示

種苗の譲渡（販売）時に①～③の表示のいずれかを、種苗又はその種苗の包装に付す必要があります。店頭にもまとめて掲示する方法は認められません。

- ① 「登録品種」の文字
- ② 「品種登録」の文字 及び その品種登録の番号
- ③ PVPマーク（「PVP」、「PVP」など）

※登録品種（過去に登録品種であった場合も含む）を譲渡（販売）時の登録品種名の使用義務は現在と同様に今後も変更ありません。

義務表示の例

品種名：ノウリンイエロー
登録品種

品種名：ノウリンイエロー（この品種は品種登録されています）
品種登録番号：999999

品種名：ノウリンイエロー PVP

この種子は登録品種です（令和3年7月14日まで）
品種名：ノウリンイエロー

※現在パブリックコメントを実施中（R3.1.15～2.13）の農林水産省令改正案に基づく表示例

輸出の制限、国内栽培地域の制限の義務表示

育成者権者が海外持ち出し禁止や国内栽培地域を制限といった利用条件を付した場合、登録品種であることの表示と共に、その条件を表示する必要があります。

【例：海外持出禁止及び△△内のみ栽培可（公示（農水省HP）参照） など】

※表示する利用条件はあらかじめ育成者権者に内容をご確認下さい

販売の際の種苗・包装、販売のための広告の際の表示義務

種苗の譲渡時だけでなく、店頭販売する際の種苗又は種苗の包装、また、種苗のカタログやカタログを兼ねた注文票等、インターネットサイト販売時等にも必要事項の適切な表示が義務化されます。

詳細については以下連絡先までお問い合わせ下さい

よくある質問

Q 今般の表示義務はあらゆる種苗に発生するのですか？

A 登録品種である旨の表示義務は登録品種のみ、輸出の制限及び栽培地域の制限の表示義務は登録品種のうち届出・公示がされている品種にのみ発生します。

Q 義務表示の内容を記載した紙を受け渡しすることでも問題ないですか？

A 種苗の利用者が確実に使用する種苗が登録品種か否か把握できるように、登録品種の種苗の個体又は包装毎に表示を付すことが求められます。なお、種苗の流通形態上困難な場合であれば、取引と同時かつ常に種苗と物理的に近接した状態で、必要な情報が記載された紙面等を受け渡しすることは問題ありません。

Q 表示義務の経過措置はありますか？

A 経過措置は設けておりません。表示の義務化は、令和3年4月1日に施行されます。

Q 品種登録出願中の品種を譲渡する場合の表示は？

A 出願中の品種に、PVPマークや登録品種である旨の表示は行えませんが、品種の利用者への注意喚起の観点から、「品種登録出願中（出願公表中）」と表示をしていただくことは望ましいと考えられます。

Q 利用制限の公示がされる前に、海外持出禁止などの表示は可能ですか？

A 品種の利用者への注意喚起の観点から、利用条件の届出が既になされているか、又は確実に届出を行うのであれば、「海外持出禁止（公示（農林水産省HP）参照）」等と表示することは差し支えありません。

Q 表示について、文字の大きさにルールはありますか？

A 具体的なルールはありませんが、誤認されないように十分見やすく表示して下さい。